

3-4：分散型新エネルギーのネットワーク構築

(別表1-1a①)、【(環・経)】

1. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
【法律・基準】 【経済産業省実施】 ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 新エネルギー利用等について国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講じている。(1997年6月23日施行)。 ・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 電気事業者は、エネルギー安定供給確保と地球温暖化対策強化のため、新エネルギーから発電される電気を一定量以上利用することを義務づけることで、電力分野における新エネルギーの更なる導入拡大を図っている(2002年12月6日施行)	2007年度も引き続き実施予定
【税制】 【経済産業省実施】 ・エネルギー需給構造改革投資促進税制 バイオマス発電設備等の対象設備について、所得税法又は法人税の額から基準所得額の7%の税額控除、又は普通償却のほかに基準所得額の30%を限度とした特別償却(1992年度から実施)。 ・ローカルエネルギー税制 1市町村内のバイオマス発電設備等の対象設備(取得価額が660万円以上)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税の標準課税を7/8に軽減(1981年度から実施)。	2007年度も引き続き実施予定
【予算・補助】 【経済産業省実施】 ・新エネルギー等事業者支援対策事業 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」に基づき認定を受けた利用計画に従って、先進的な新エネルギー導入事業を行う事業者に対し、事業費の1/3以内を補助。	352億72百万円(2006年度) 315億84百万円(2007年度)

・地域新エネルギービジョン策定等事業費 地方公共団体・民間事業者等が地域における新エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図るために必要となる「地域新エネルギー・省エネルギー計画」(ビジョン)策定等に要する費用について助成。	27.16 億円の内数(2006年度) 33.02 億円の内数(2007年度)
【環境省実施】 ・地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	
【技術開発】 【経済産業省実施】 ・新エネルギー等地域集中実証研究 地域内に存する太陽光発電、燃料電池発電等の新エネルギー等による分散電源と電力需要家を情報通信網で連結し連携制御を行うことにより、地域におけるエネルギー利用効率の向上を図る実証研究を行う。	2007年度も引き続き実施予定
【普及啓発】 【その他】	

3-5: 未利用エネルギーの有効利用

(別表 1-1d③)、【(経・環)】

1. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
【法律・基準】 【経済産業省実施】 ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 新エネルギー利用等について国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講じている。(1997年6月23日施行)。	2007年度も引き続き実施予定
【税制】 【経済産業省実施】 ・エネルギー供給構造改革投資促進税制 パイオマス発電設備等の対象設備について、所得税法又は法人税の額から基準所得額の7%の税額控除、又は普通償却のほかに基準所得額の30%を限度とした特別償却(1992年度から実施)。	2007年度も引き続き実施予定
【予算・補助】 【経済産業省実施】 ・新エネルギー等事業者支援対策事業 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」に基づき認定を受けた利用計画に従って、先進的な新エネルギー導入事業を行う事業者に対し、事業費の1/3以内を補助。 ・地域新エネルギー等導入促進対策事業 新エネルギーの導入促進において、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な取り組みに対し、導入事業費の一部等を補助。	352億72百万円(2006年度) 315億84百万円(2007年度) 51億81百万円(2006年度) 44億65百万円(2007年度)
【環境省実施】 ・地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援事業) ・地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	10.23億円の内数(2006年度) 8億円の内数(2007年度) 27.16億円の内数(2006年度) 33.02億円の内数(2007年度)
【融資】	
【技術開発】	
【普及啓発】	
【その他】	

3-6: 住宅製造事業者、消費者等が連携した住宅の省CO2化のモデル的取組

(別表 1-2d②)、【環】

1. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
【法律・基準】	
【税制】	
【予算・補助】 ・主体間連携モデル推進事業(うち省エネ住宅分)	140,000千円(2006年度) 125,000千円(2007年度)
【融資】	
【技術開発】	
【普及啓発】 省エネ住宅分野において、都道府県地球温暖化防止活動推進センターまたは市民団体等と、メーカー、販売店、消費者などの複数の主体が連携して対策効果を発揮できる事業を公募・選考し、事業の立ち上げ・実施を支援し、評価を行い、最終的には具体的な成功事例を創出し、他地域への幅広い地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的とした事業。	2007年度も引き続き実施
【その他】	

3-7:家電製品事業者、販売事業者、消費者等が連携した省エネ家電普及のモデル的取組

(別表1-3c④)、【環】

1. 国の施策

施策の全体像		2006年度実績 (2007年度予定)
【法律・基準】		
【税制】		
【予算・補助】		140,000千円 (2006年度) 125,000千円 (2007年度)
・主体間連携モデル推進事業 (うち省エネ家電分)		
【融資】		
【技術開発】		
【普及啓発】	省エネ家電 (ガス給湯器等を含む) 分野において、都道府県地球温暖化防止活動推進センターまたは市民団体等と、メーカー、販売店、消費者などの複数の主体が連携して対策効果を発揮できる事業を公募・選考し、事業の立ち上げ・実施を支援し、評価を行い、最終的には具体的な成功事例を創出し、他地域への幅広い地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的とした事業。	
【その他】		

3-8:温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度 (別表一)、【(環・経)】

1. 国の施策

施策の全体像		2006年度実績見込み (2007年度予定)
【法律・基準】	・地球温暖化対策の推進に関する法律 温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計し公表する制度 (算定・報告・公表制度) の導入等を内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出し、2006年6月に可決・公布された。 これを受けて、算定・報告・公表制度の導入に当たって、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付ける対象者 (特定排出者) の範囲、温室効果ガス排出量の算定方法、報告事項等の制度細目を定めた政省令を2006年3月に制定した。 本法律は、2006年4月1日に施行されており、算定・報告・公表制度に基づく事業者からの第1回の排出量の報告は、原則として2007年6月未までに行われ、報告された数値等を国が集計し、公表することとなる。	2006年度の事業者の排出量の算定に資するため、「排出量の算定・報告マニュアル」を公開するとともに、全国各地において、制度に関する説明会・相談会を開催した。 (2007年度は、説明会・相談会等を通じて引き続き制度の周知を図るとともに、算定方法・報告方法に関する質問等に対応するためのヘルプデスクの設置も予定している。また、事業者から報告された数値等を国が集計し、公表することとし、さらに、将来的な対象事業者の範囲拡大に役立てるために、非対象活動に由来する温室効果ガスの排出実態についての調査・情報収集を行う予定である。)
【税制】		
【予算・補助】		
【環境省実施】	・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基礎整備事業	105百万円 (75百万円)
【経済産業省実施】	・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度事業費	28百万円 (14百万円)
【融資】		
【技術開発】		
【普及啓発】		
【その他】		